

(設置)

第1条 豊明市立小中学校(以下「学校」という。)における食物アレルギーを有する児童及び生徒の健康かつ安全安心な学校生活及び健やかな成長を目的に、食物アレルギー対応について検討するため、豊明市小中学校食物アレルギー対応委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食物アレルギー対応の基本方針に関すること。
- (2) 食物アレルギー対応のマニュアルに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食物アレルギー対応に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、豊明市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係職員
- (3) 学校給食センター関係職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条の所掌事務を達成するための調査、研究及び基本方針等の素案作成等を行う作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次に掲げる者をもって組織し、作業部会長は、部員の互選により定め、副部会長は作業部会長が指名する。

- (1) 学校関係職員
- (2) 学校給食センター関係職員
- (3) その他作業部会長が必要と認める者

3 作業部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校給食センターにおいて処理し、作業部会の庶務は、学校支援室において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。